

令和 8 年度 給与支払報告書の記載要領

小田原市総務部市民税課

Tel : 0465-33-1354

この記載要領は、給与支払者から提出していただく給与支払報告書の記載や提出の仕方のうち、個人住民税について特にご確認いただきたい部分を取り上げています。記載方法に関する詳細は、国税庁作成の「令和 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

給与支払報告書は、給与の支払いを受ける方の住民税申告に代わるものですので、本書をお読みいただき、期限までに給与支払報告書の提出をお願いいたします。

◎ 給与支払報告書の提出期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）

（事務の都合上、令和 8 年 1 月 19 日（月）頃までに提出していただければ幸いです。）

給与支払報告書は、受給者の令和 8 年 1 月 1 日の住所地である市区町村に提出する必要があります。
令和 7 年中に引越しをされている受給者がいる場合、給与支払報告書の提出先に特にご注意ください。

● 給与支払報告書の対象者

給与支払報告書は、令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日までの間に、給与等の支払を受けたすべての方（役員、パート、アルバイトの方も含む）について提出してください。給与支払報告書の提出が義務づけられているのは、

- ・ 1 月 1 日時点で在職中で前年中に給与の支払のあった方
- ・ 前年の途中で退職した方で前年中の給与等の支払額が 30 万円を超える方

となっていますが、小田原市では、給与等の支払額が 30 万円以下の退職者についても給与支払報告書の提出をお願いしております。

給与支払報告書の提出がないことで、国民健康保険の保険料や各種手当の算定に影響が出る場合がありますので、給与等の支払を受けた方全員分の提出にご協力ください。

● マイナンバーの記載について

給与支払報告書には、受給者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養親族のマイナンバー、給与支払者のマイナンバー（個人事業主の場合）又は統一法人番号（法人の場合）を記載してください。

給与支払報告書に記載されたマイナンバーは、主に次のような調査を行う際に必要となりますので、必ず記載してください。

- ・ 1 月 1 日時点で小田原市に住民票がない方の給与支払報告書が提出された場合
⇒ 給与支払報告書を転送するために住民票のある市区町村を調査します。
- ・ 受給者が小田原市以外の市区町村に住んでいる方を扶養している場合
⇒ 被扶養者が居住している市区町村に被扶養要件（年齢、所得など）の照会を行います。

● 提出書類

（1）給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書提出時の表紙になります。提出する市区町村ごとに作成します。

給与支払者の名称、所在地の他、市区町村ごとの提出人数の内訳などを記載します。

前年に小田原市に紙で給与支払報告書を提出された給与支払者には、小田原市の専用総括表を 11 月中旬に発送しますので、給与支払報告書の提出時にお使いください。

（2）普通徴収切替理由書

普通徴収の対象となる受給者がいる場合、提出する必要があります。

提出する給与支払報告書がすべて特別徴収の対象である場合は、提出不要です。

(3) 給与支払報告書（個人別明細書）

令和7年中に支払った給与等の内容を受給者ごとに記載します。

「給与支払報告書（個人別明細書）」は、原則として年末調整した結果（「給与所得に対する源泉徴収簿」の年末調整欄）を転記していただくことで作成できます。

給与支払報告書（個人別明細書）記載方法の詳細は、5ページから8ページの「給与支払報告書（個人別明細書）の書き方」及び国税庁ホームページ掲載の「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

個人別明細書を手書きで作成する場合は、小田原市役所市民税課の窓口等で配布している複写式の用紙を使用してください。複写式の用紙は、2種類があります。

種類	該当者	内訳
オレンジ (3枚複写)	源泉徴収票の税務署提出要件該当者	市区町村提出用：1枚 税務署提出用源泉徴収票：1枚 受給者交付用源泉徴収票：1枚
緑 (2枚複写)	源泉徴収票を税務署に提出しない受給者	市区町村提出用：1枚 受給者交付用源泉徴収票：1枚

● 給与支払報告書提出後の手続きについて

給与支払報告書をご提出いただいた際に特別徴収の対象者としていた方が、給与支払報告書の提出後にご退職された場合は、4月15日までに「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

異動届の提出がない場合、5月中旬に発送する新年度の特別徴収の決定通知に退職された方のお名前や住民税額が記載されます。

なお、令和7年中にお引越しをされた方で令和7年度の住民税の特別徴収を行っている方の退職の異動届出書は、転居前と転居後の両方の市区町村に提出する必要がありますのでご注意ください。

・転居前（現在の特別徴収先）の市区町村への提出

⇒ 令和7年度の特別徴収を停止するため（令和7年度特別徴収の対象でない場合は不要）

・転居後（給与支払報告書の提出先）の市区町村への提出

⇒ 令和8年度の特別徴収の対象とならないようにするため

また、1月以降に就職された方がいる場合は、4月15日までに「特別徴収切替届出書」をご提出いただくことで、他の受給者とあわせて5月中旬に特別徴収の通知ができます。

4月16日以降に収受した異動届出書、特別徴収切替届出書は6月以降に発送する変更通知書に内容が反映されます。

● 給与支払報告書（総括表）の書き方

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表）

追 加
訂 正

2月2日までに提出して
※総括表はA5サイズで1枚、個人
A5サイズで1人につき1枚を提出

指 定 番 号

7000XXXXXX

令和 8 年 1 月 20 日提出 小田原市 長殿

給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで												
給与支払者の 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
フリガナ	オダワラシヨウジ カブシキガイシャ												
給与支払者の 氏名又は名称	小田原商事 株式会社												
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業の名称	同上												
フリガナ	オダワラシオギクボ												
同上の所在地	〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地												
給与支払者が 法人である場合 の代表者の氏名	小田原 太郎												
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	人事 課 係 氏名 酒匂 三郎 (電話 0465-33-1300)												
関与税理士等の氏名 及び電話番号	氏名 荻窪会計事務所 荻窪梅子 (電話 0465-33-0000)												
事業種目	小売												
受給者総人員	80 人												
特別徴収対象者 (退職者)	30 人												
普通徴収対象者 (退職者を除く)	5 人												
報告人員の合計	15 人												
報告人員の合計	50 人												
所 務 署 名	小田原 税務署												
給与の支払方法 及びその期日	月給 毎月 20 日												
納入書の送付	必要・不要												

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係

小田原市から事業所あてにお送りした総括表には、法人番号、名称、住所を現在の登録内容が印刷されています。

名称や所在地（送付先）に変更がありましたら、総括表の該当欄を朱書きで訂正してご提出ください。

自治体によっては納入書の送付欄のどちらにも○がない場合、「不要」として取り扱い、納入書が送付されない場合がありますので、必ず「必要」「不要」のどちらかに○をしてください。

欄名等	各欄の記載方法
給与支払者の個人 番号又は法人番号	給与の支払者が法人の場合は法人番号を、個人事業主の場合は事業主の方の個人番号（マイナンバー）を記載してください。なお、個人事業主の方の個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
受給者総人員	令和8年1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与の支払を受けている方の総人員を記載してください。
報告人員	小田原市への給与支払報告書の提出者数について ・特別徴収（給与差引）とする方の人数 ・退職により普通徴収とする方の人数 ・退職以外の理由（乙欄、少額など）により普通徴収とする方の人数 ・提出者の合計人数 を記載してください。 ※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。
納入書の送付	納入の際に、小田原市の納入書が必要か不要かを○で囲んでください。
再提出の場合	給与支払報告書（個人別明細）の内容を修正して再提出する場合は、総括表左上の「訂正」に○をして（「訂正」の印字がない総括表の場合は「訂正」と朱書きして）、給与支払報告書（個人別明細）と合わせて提出してください。

● 普通徴収切替理由書の書き方

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

市区町村名	小 田 原 市	指 定 番 号	7000XXXXXX
事 業 者 名	小田原商事 株式会社		

符 号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人 数
普 A	総従業員数が2人以下 (下記「普 B」～「普 F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1 人
普 B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普 C	給与が少なく税額が引けない(例:住民税非課税の場合など)	3 人
普 D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普 E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普 F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	2 人
合 計		6 人

◎普Aについての注意点◎

(事業所全体の総人数) - (小田原市の普B～普Fの人数) - (他市町村の普B～普Fの人数) = 2名以下

例： 10名 — 5名 — 4名 = 1名

欄名等	各欄の記載方法
指定番号	指定番号を記載してください。
事業者名	事業者名を記載してください。
普通徴収切替理由	符号の普 A～普 F まで該当する符号を選び、それぞれ人数を記載してください。
その他	eLTAX 等、電子媒体で給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できます。該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックしていただき、摘要欄に符号を記載してください。

普 F											
年金控除の 基礎の 月給		新生命 保険料 の金額		旧生命 保険料 の金額		介護医療 保険料 の金額		新国民年金 保険料 の金額			
住宅借入金 等特別控除 減額額		住宅借入金 等特別控除 可能額		居住開始年月 日(1 月 0 日)		居住開始年月 日(2 月 0 日)		住宅借入金等 特別控除区分 (1 月 0 日)		住宅借入金等 特別控除区分 (2 月 0 日)	
国民年金 控除対象 配偶者		(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の 有無所得		国民年金 料等の 基礎控除額			
控除対象 扶養親族等		個人番号		1 氏名		2 氏名		3 氏名		4 氏名	
		(フリガナ)		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		個人番号		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		(フリガナ)		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		個人番号		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		(フリガナ)		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		個人番号		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		(フリガナ)		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
		個人番号		区分		1 氏名		2 氏名		3 氏名	
未成年者		外国籍		死亡退職		災害者		障害者		勤労学生	
		本人が障害者 特別その他		障害者		勤労学生		中卒・修・退職			
		収入額		退職金		収入額		退職金			
		収入額		退職金		収入額		退職金			

【個人別明細 記載例】

該当する符号を摘要欄に記載してください。

退職年月日に記載がある場合は、
符号を省略できます。

● 給与支払報告書（個人別明細書）の書き方

※ 内容の修正をして再提出する場合は、用紙の左上に「訂正」と朱書きしてください。

8 給与支払報告書（個人別明細書）

支払を受ける者 住所 神奈川県小田原市本町9丁目10番2号 本町ドリームハイツ305号		種 別		※ 整理番号		※			
		(受給者番号)		02831-A01-0015602					
		(個人番号)		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2					
		(役職名)		営業課長					
		氏名		(フリガナ) オギクボ タロウ 荻窪 太郎					
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与・賞与		内 千 円 円 8 800 500		千 円 円 6 820 450		千 円 円 5 383 148		千 円 円 0	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	
有 従有		千 円 円 380 000		特 定 老 人 其 他 特 親 人 人 人 人 人 人 1 1 1 1 1 1				障 害 者 の 数 (本人を除く。)	
○								特 別 其 他 人 人 人 1 1 1	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
千 円 円 630 000		千 円 円 1,013 148		千 円 円 120 000		千 円 円 50 000		千 円 円 71 850	
(摘要) 横浜市中区石川町123番地 (株)小田原市税商会 R7.3.31退職 支払金額2,163,186円 所得税107,686円 社会保険料151,423円 (1) 荻窪 五郎(年少)									
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
円 180,000						円 90,000		円 85,000	
住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1回目)		31 12 1		住宅借入金等特別控除区分(1回目)	
円 205,000				居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
円 20,500,000								円 20,500,000	
(源泉)特別控除対象配偶者		(フリガナ) オギクボ ハルコ		氏名 荻窪 春子		区分		国民年金保険料等の金額	
円 450,000		円 450,000		円 450,000		円 450,000		円 450,000	
円 30,050		円 30,050		円 30,050		円 30,050		円 30,050	
(フリガナ) オギクボ ナツコ		氏名 荻窪 夏子		区分		(フリガナ) オギクボ イチロウ		氏名 荻窪 一郎	
円 450,000		円 450,000		円 450,000		円 450,000		円 450,000	
(フリガナ) オギクボ アキコ		氏名 荻窪 秋子		区分		(フリガナ) オギクボ ジロウ		氏名 荻窪 二郎	
円 567,891,012,345		円 567,891,012,345		円 567,891,012,345		円 567,891,012,345		円 567,891,012,345	
(フリガナ) オギクボ フユコ		氏名 荻窪 冬子		区分		(フリガナ) オギクボ サブロウ		氏名 荻窪 三郎	
円 678,910,123,456		円 678,910,123,456		円 678,910,123,456		円 678,910,123,456		円 678,910,123,456	
(フリガナ) オギクボ ナツオ		氏名 荻窪 夏男		区分		(フリガナ) オギクボ シロウ		氏名 荻窪 四郎	
円 101,123,456,789		円 101,123,456,789		円 101,123,456,789		円 101,123,456,789		円 101,123,456,789	
円 234,567,890,123		円 234,567,890,123		円 234,567,890,123		円 234,567,890,123		円 234,567,890,123	
未 成年者		外国人		死亡退職		災害者		乙 欄	
本人が障害者		特別		その他		寡 婦		ひとり親	
勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日		就職		退職	
円 7 4 1		円 7 4 1		円 7 4 1		円 7 4 1		円 7 4 1	
円 昭和 43 2 13		円 昭和 43 2 13		円 昭和 43 2 13		円 昭和 43 2 13		円 昭和 43 2 13	
(市 区 町 村 提 出 用)		支 払 者		個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称	
円 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1		円 1 2 3 4 1 2 3 4 1		円 1 2 3 4 1 2 3 4 1		円 1 2 3 4 1 2 3 4 1		円 1 2 3 4 1 2 3 4 1	
円 神奈川県小田原市荻窪300番地		円 神奈川県小田原市荻窪300番地		円 神奈川県小田原市荻窪300番地		円 神奈川県小田原市荻窪300番地		円 神奈川県小田原市荻窪300番地	
円 小田原商事 株式会社		円 小田原商事 株式会社		円 小田原商事 株式会社		円 小田原商事 株式会社		円 小田原商事 株式会社	
(摘要) 前職分の加算額、支払者等を記入してください。									

(注) この記載例は、年末調整を行った受給者で、年の中途中で株式会社小田原市税商会を退職し小田原商事株式会社へ中途就職し、令和7年5月までに退職予定の方の例です。

5

欄名等	各欄の記載方法												
受給者番号	受給者に割り当てている番号がある場合に記載してください。 小田原市では、使用できる受給者番号の桁数は最大 25 桁までです。												
住所	受給者の令和 8 年 1 月 1 日（中途退職者については、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。												
個人番号	受給者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。												
氏名（フリガナ）	<u>カタカナで受給者の氏名のフリガナを記載</u> してください。 （外国籍の方の場合は、アルファベット表記でも構いません）												
氏名	受給者の氏名を記載してください。 （外国籍の方の場合は、漢字またはアルファベット表記で記載してください。）												
特定親族特別控除の額 （年末調整をした受給者のみ）	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。 （注）親族等の合計所得金額が 58 万円以下の場合又は 123 万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。												
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、居住開始年月日等を記入してください。また、国税庁作成の「令和 7 年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」6、7 ページ及び 14 ページを参考に住宅借入金等特別控除区分に適切な区分を記載してください。												
（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び控除対象扶養親族又は特定親族（以下、「控除対象扶養親族等」といいます。）の氏名及び個人番号を記載してください。 なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 ●控除対象扶養親族の分類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>空欄（※ 1）</td></tr> <tr> <td>非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障がい者）</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> ※ 1 電子データで提出する場合は、「00」と記録してください。	控除対象扶養親族の分類	記載方法	居住者	空欄（※ 1）	非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）	01	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）	02	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障がい者）	03	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）	04
控除対象扶養親族の分類	記載方法												
居住者	空欄（※ 1）												
非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）	01												
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）	02												
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障がい者）	03												
非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）	04												

(源泉・特別) 控除対象 配偶者・控除対象扶養 親族 (つづき)	特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。 ●特定親族特別控除の額の区分 <table border="1" data-bbox="464 338 1441 864"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> <th>合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63 万円</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>58 万円超 85 万円以下</td> </tr> <tr> <td>61 万円</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>85 万円超 90 万円以下</td> </tr> <tr> <td>51 万円</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>90 万円超 95 万円以下</td> </tr> <tr> <td>41 万円</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>95 万円超 100 万円以下</td> </tr> <tr> <td>31 万円</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>100 万円超 105 万円以下</td> </tr> <tr> <td>21 万円</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>105 万円超 110 万円以下</td> </tr> <tr> <td>11 万円</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> </tr> <tr> <td>6 万円</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> </tr> <tr> <td>3 万円</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	63 万円	10	11	58 万円超 85 万円以下	61 万円	20	21	85 万円超 90 万円以下	51 万円	30	31	90 万円超 95 万円以下	41 万円	40	41	95 万円超 100 万円以下	31 万円	50	51	100 万円超 105 万円以下	21 万円	60	61	105 万円超 110 万円以下	11 万円	70	71	110 万円超 115 万円以下	6 万円	80	81	115 万円超 120 万円以下	3 万円	90	91	120 万円超 123 万円以下
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額																																						
63 万円	10	11	58 万円超 85 万円以下																																						
61 万円	20	21	85 万円超 90 万円以下																																						
51 万円	30	31	90 万円超 95 万円以下																																						
41 万円	40	41	95 万円超 100 万円以下																																						
31 万円	50	51	100 万円超 105 万円以下																																						
21 万円	60	61	105 万円超 110 万円以下																																						
11 万円	70	71	110 万円超 115 万円以下																																						
6 万円	80	81	115 万円超 120 万円以下																																						
3 万円	90	91	120 万円超 123 万円以下																																						
配偶者の合計所得	収入金額ではなく合計所得金額を記載してください。																																								
16 歳未満の扶養親族	扶養親族のうち、平成 22 年 1 月 2 日以後に生まれた方の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。 また、16 歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。																																								
受給者生年月日	給与等の支払を受ける方の生年の元号を漢字で記載し、生年月日を記載してください。																																								
支払者	給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号又は法人番号を記載してください。																																								
摘要	① 控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族が 5 人以上いる場合には、5 人目以降の控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」及び「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は 16 歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を付記してください。 (1) 16 歳未満の扶養親族の場合 氏名の後に「(年少)」と付記します。 (2) 控除対象扶養親族が非居住者の場合 氏名の後に「(01)」のように 6 ページ記載の控除対象扶養親族の分類に対応する数字を付記します。																																								

摘要（つづき）	また、16 歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方の場合 氏名の後に「(非居住)」と付記します。 (3) 特定親族である場合 氏名の後に「(10)」のように 7 ページ記載の特定親族特別控除の額の区分 に対応する数字を付記します。 (4) 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合 氏名の前に「(退)」と記載しその者の生年月日等を付記します。 ② <u>年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等 を通算して年末調整を行った場合には、下記の項目を記載してください。</u> (1) 他の支払者の住所（居住）又は所在地、氏名又は名称 (2) 他の支払者のもとを退職した年月日 (3) 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得 税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額 ③ 租税条約に基づいて、課税の免除を受けた方について、「～条約～条 該当」と朱書で記載してください。 ④ 受給者が青色事業専従者である場合には、「<u>青専</u>」と記載してくださ い。 ⑤ <u>「特別徴収」と「普通徴収」を正確に区別するため、普通徴収希望の方 は普通徴収切替理由書に基づいて該当する符号を摘要欄に記載してく ださい。</u>
----------------	--

● eLTAX での提出時の注意

(1) eLTAX で給与支払報告書の訂正や追加分を提出する際には、「給与支払報告訂正申告」または「給与支払報告追加申告」を行ってください。

eLTAX で給与支払報告書の2回目以降の提出を訂正または追加として行わない場合、「重複」提出として扱われ、最初に提出した給与支払報告書の内容が課税に反映されない場合があります。
訂正、追加の給与支払報告書の提出方法はお使いの会計システムのマニュアル等をご確認ください。

(2) eLTAX で給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要ですが、普通徴収の該当者の個人別明細書には次のいずれかの記載をお願いします。

- ・摘要欄に「普 A」や「普 F」など普通徴収切替理由の符号を記載する。
- ・「普通徴収」の欄にチェックをつける。(CSV データの場合「普通徴収」項目に「1」を記載する。)

住所(居所) 又は所在地	☐ 国外住居表示			他の支払者のもとを 退職した年月日			普通 徴収	青色 専従者	条約 免除
氏名又は名称				年	月	日			
給与等の金額	徴収した額	控除した社会保険料の金額	災害者に係る徴収猶予の金額						
円	円	円	円						
				☒	☐	☐			

eLTAX の給与支払報告書（個人別明細）手入力画面 普通徴収欄

(3) 回線の混雑状況などにより、給与支払報告書の受付が正しく行われなかったことがあります。

提出後はお手数ですが eLTAX のメッセージ照会機能や会計システムの受付情報確認機能で、提出した給与支払報告書の受付が行われたことをご確認ください。

(4) 特別徴収税額決定通知の受取方法の選択

令和6年度から通知の受取方法が変わり、電子データもしくは書面での受取を選択できるようになりました。(納税義務者用通知の電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。)

特別徴収義務者用、納税義務者用それぞれ選択できますので、お使いの給与システムや業務体制に応じて、選択いただきますようお願いいたします。電子データと書面の両方を選択することはできませんので、必ずいずれかを選択してください。

● 令和7年度からの変更点について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

(1) 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		
				(注1) 改正後		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。 【国税庁「令和7年分年末調整のしかた」から】

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

- (注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。 【国税庁「令和7年分年末調整のしかた」から】

(3) 特定親族特別控除

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

それに伴い、給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）及び公的年金等の源泉徴収票の様式が改正されています。

【特定親族】

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。※収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得が58万円超123万円以下となります。なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります。（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）

※ 源泉徴収票（給与支払報告書）の記載方法に関する詳細は、国税庁作成の「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」、税制改正の概要などについて、詳しくは「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」をご参照ください。

● 神奈川県・東京都・静岡県 市区町村所在地

1. 神奈川県

市区町村	郵便番号	所在地	電話番号
小田原市	250-8555	小田原市荻窪 300	0465-33-1354
横浜市	231-8314	特別徴収センター（財政局法人課税課） 横浜市中区山下町 2 番地産業貿易センタービル 5 階	045-671-4471
川崎市	210-8511	[かわさき市税事務所 法人課税課] 川崎市川崎区砂子 1 - 8 - 9 川崎御幸ビル 4 階	044-200-2209
相模原市	252-5277	相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5	042-754-1111
横須賀市	238-8550	横須賀市小川町 1 1	046-822-4000
平塚市	254-8686	平塚市浅間町 9 - 1	0463-23-1111
鎌倉市	248-8686	鎌倉市御成町 1 8 - 1 0	0467-23-3000
藤沢市	251-8601	藤沢市朝日町 1 - 1	0466-25-1111
茅ヶ崎市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1 - 1 - 1	0467-81-7139
逗子市	249-8686	逗子市逗子 5 - 2 - 1 6	046-873-1111
三浦市	238-0298	三浦市城山町 1 - 1	046-882-1111
秦野市	257-8501	秦野市桜町 1 - 3 - 2	0463-82-5130
厚木市	243-8511	厚木市中町 3 - 1 7 - 1 7	046-223-1511
大和市	242-8601	大和市下鶴間 1 - 1 - 1	046-263-1111
伊勢原市	259-1188	伊勢原市田中 3 4 8	0463-94-4711
海老名市	243-0492	海老名市勝瀬 1 7 5 - 1	046-231-2111
座間市	252-8566	座間市緑ヶ丘 1 - 1 - 1	046-255-1111
南足柄市	250-0192	南足柄市関本 4 4 0	0465-74-2111
綾瀬市	252-1192	綾瀬市早川 5 5 0	0467-70-5611
三浦郡			
葉山町	240-0192	葉山町堀内 2 1 3 5	046-876-1111
高座郡			
寒川町	253-0196	寒川町宮山 1 6 5	0467-74-1111
中郡			
大磯町	255-8555	大磯町東小磯 1 8 3	0463-61-4100
二宮町	259-0196	二宮町二宮 9 6 1	0463-71-3317
足柄上郡			
中井町	259-0197	中井町比奈窪 5 6	0465-81-1111
大井町	258-8501	大井町金子 1 9 9 5	0465-83-1311
松田町	258-8585	松田町松田惣領 2 0 3 7	0465-83-1221
山北町	258-0195	山北町山北 1 3 0 1 - 4	0465-75-3641
開成町	258-8502	開成町延沢 7 7 3	0465-84-0313

足柄下郡			
箱根町	250-0398	箱根町湯本 2 5 6	0460-85-7750
真鶴町	259-0202	真鶴町岩 2 4 4 - 1	0465-68-1131
湯河原町	259-0392	湯河原町中央 2 - 2 - 1	0465-63-2111
愛甲郡			
愛川町	243-0392	愛川町角田 2 5 1 - 1	046-285-2111
清川村	243-0195	清川村煤ヶ谷 2 2 1 6	046-288-1211

2. 東京都

市区町村	郵便番号	所在地	電話番号
千代田区	102-8688	千代田区九段南 1 - 2 - 1	03-3264-2111
中央区	104-8404	中央区築地 1 - 1 - 1	03-3543-0211
港区	105-8511	港区芝公園 1 - 5 - 2 5	03-3578-2111
新宿区	160-8485	新宿区歌舞伎町 1 - 4 - 1	03-3209-1111
文京区	112-8555	文京区春日 1 - 1 6 - 2 1	03-3812-7111
台東区	110-8615	台東区東上野 4 - 5 - 6	03-5246-1111
墨田区	130-8648	墨田区吾妻橋 1 - 2 3 - 2 0	03-5608-1111
江東区	135-8383	江東区東陽 4 - 1 1 - 2 8	03-3647-9111
品川区	140-8715	品川区広町 2 - 1 - 3 6	03-3777-1111
目黒区	153-8574	目黒区上目黒 2 - 1 9 - 1 5	03-3715-1111
大田区	144-8621	大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4	03-5744-1111
世田谷区	154-8554	世田谷区世田谷 4 - 2 1 - 2 7	03-5432-1111
渋谷区	150-8010	渋谷区宇田川町 1 - 1	03-3463-1211
中野区	164-8501	中野区中野 4 - 11 - 19	03-3389-1111
杉並区	166-8570	杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 1	03-3312-2111
豊島区	171-8422	豊島区南池袋 2 - 4 5 - 1	03-3981-1111
北区	114-8508	北区王子本町 1 - 1 5 - 2 2	03-3908-1111
荒川区	116-8501	荒川区荒川 2 - 2 - 3	03-3802-3111
板橋区	173-8501	板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	03-3964-1111
練馬区	176-8501	練馬区豊玉北 6 - 1 2 - 1	03-3993-1111
足立区	120-8510	足立区中央本町 1 - 1 7 - 1	03-3880-5111
葛飾区	124-8555	葛飾区立石 5 - 1 3 - 1	03-3695-1111
江戸川区	132-8501	江戸川区中央 1 - 4 - 1	03-5662-1008・1009
八王子市	192-8501	八王子市元本郷町 3 - 2 4 - 1	042-620-7354
立川市	190-8666	立川市泉町 1 1 5 6 - 9	042-523-2111
武蔵野市	180-8777	武蔵野市緑町 2 - 2 - 2 8	0422-60-1823

三鷹市	181-8555	三鷹市野崎 1 - 1 - 1	0422-29-9194
青梅市	198-8701	青梅市東青梅 1 - 1 1 - 1	0428-22-1111
府中市	183-8703	府中市宮西町 2 - 2 4	042-335-4442
昭島市	196-8511	昭島市田中町 1 - 1 7 - 1	042-544-5111
調布市	182-8511	調布市小島町 2 - 3 5 - 1	042-481-7111
町田市	194-8520	町田市森野 2 - 2 - 2 2	042-722-3111
小金井市	184-8504	小金井市本町 6 - 6 - 3	042-387-9819
小平市	187-8701	小平市小川町 2 - 1 3 3 3	042-341-1211
日野市	191-8686	日野市神明 1 - 1 2 - 1	042-585-1111
東村山市	189-8501	東村山市本町 1 - 2 - 3	042-393-5111
国分寺市	185-8501	国分寺市戸倉 1 - 6 - 1 ※令和 7 年 1 月移転予定 国分寺市泉町 2 - 2 - 18	042-325-0111
国立市	186-8501	国立市富士見台 2 - 4 7 - 1	042-576-2111
福生市	197-8501	福生市本町 5	042-551-1511
狛江市	201-8585	狛江市和泉本町 1 - 1 - 5	03-3430-1111
東大和市	207-8585	東大和市中央 3 - 9 3 0	042-563-2111
清瀬市	204-8511	清瀬市中里 5 - 8 4 2	042-492-5111
東久留米市	203-8555	東久留米市本町 3 - 3 - 1	042-470-7777
武蔵村山市	208-8501	武蔵村山市本町 1 - 1 - 1	042-565-1111
多摩市	206-8666	多摩市関戸 6 - 1 2 - 1	042-375-8111
稲城市	206-8601	稲城市東長沼 2 1 1 1	042-378-2111
羽村市	205-8601	羽村市緑ヶ丘 5 - 2 - 1	042-555-1111
あきる野市	197-0814	あきる野市二宮 3 5 0	042-558-1111
西東京市	188-8666	西東京市南町 5 - 6 - 1 3	042-464-1311
西多摩郡			
瑞穂町	190-1292	瑞穂町大字箱根ヶ崎 2 3 3 5	042-557-0501
日の出町	190-0192	日の出町大字平井 2 7 8 0	042-597-0511
檜原村	190-0212	檜原村 4 6 7 - 1	042-598-1011
奥多摩町	198-0212	奥多摩町氷川 2 1 5 - 6	0428-83-2190

3. 静岡県

市区町村	郵便番号	所在地	電話番号
静岡市	420-8602	静岡市葵区追手町 5 - 1	054-254-2111
浜松市	430-8652	浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2	053-457-2111
沼津市	410-8601	沼津市御幸町 1 6 - 1	055-931-2500
熱海市	413-8550	熱海市中央町 1 - 1	0557-86-6000

三島市	411-8666	三島市北田町 4 - 4 7	055-975-3111
富士宮市	418-8601	富士宮市弓沢町 1 5 0	0544-22-1111
伊東市	414-8555	伊東市大原 2 - 1 - 1	0557-36-0111
島田市	427-8501	島田市中央町 1 - 1	0547-37-5111
富士市	417-8601	富士市永田町 1 - 1 0 0	0545-51-0123
磐田市	438-8650	磐田市国府台 3 - 1	0538-37-2111
焼津市	425-8502	焼津市本町 2 - 1 6 - 3 2	054-626-1111
掛川市	436-8650	掛川市長谷 1 - 1 - 1	0537-21-1111
藤枝市	426-8722	藤枝市岡出山 1 - 1 1 - 1	054-643-3111
御殿場市	412-8601	御殿場市萩原 4 8 3	0550-83-1212
袋井市	437-8666	袋井市新屋 1 - 1 - 1	0538-43-2111
下田市	415-8501	下田市東本郷 1 - 5 - 1 8	0558-22-2211
裾野市	410-1192	裾野市佐野 1 0 5 9	055-992-1111
湖西市	431-0492	湖西市吉美 3 2 6 8	053-576-1111
伊豆市	410-2413	伊豆市小立野 3 8 - 2	0558-72-1111
御前崎市	437-1692	御前崎市池新田 5 5 8 5	0537-85-1111
菊川市	439-8650	菊川市堀之内 6 1	0537-35-2111
伊豆の国市	410-2292	伊豆の国市長岡 3 4 0 - 1	055-948-1411
牧之原市	421-0495	牧之原市静波 4 4 7 - 1	0548-23-0001
賀茂郡			
東伊豆町	413-0411	東伊豆町稲取 3 3 5 4	0557-95-1100
河津町	413-0595	河津町田中 2 1 2 - 2	0558-34-1111
南伊豆町	415-0392	南伊豆町下賀茂 3 1 5 - 1	0558-62-1111
松崎町	410-3696	松崎町宮内 3 0 1 - 1	0558-42-1111
西伊豆町	410-3514	西伊豆町仁科 4 0 1 - 1	0558-52-1111
田方郡			
函南町	419-0192	函南町平井 7 1 7 - 1 3	055-978-2250
駿東郡			
清水町	411-8650	清水町堂庭 2 1 0 - 1	055-973-1111
長泉町	411-8668	長泉町中土狩 8 2 8	055-986-2131
小山町	410-1395	小山町藤曲 5 7 - 2	0550-76-1111
榛原郡			
吉田町	421-0395	吉田町住吉 8 7	0548-33-1111
川根本町	428-0313	川根本町上長尾 6 2 7	0547-56-1111
周智郡			
森町	437-0293	森町森 2 1 0 1 - 1	0538-85-2111

● eLTAX（エルタックス・地方税ポータルシステム）のご案内

eLTAX を使うと自治体窓口や金融機関窓口に出向くことなく、地方税の手続きや納税をすることができます。

eLTAX で行うことができる手続きの一例

- ・ 給与支払報告書の提出
- ・ 給与所得者異動届出書の提出（従業員の方の退職など）
- ・ 法人住民税の申告
- ・ 償却資産の申告 など

eLTAX 共通納税で納付できる税金

- ・ 個人住民税（給与特徴・退職所得）
- ・ 法人市町村民税
- ・ 事業所税
- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税 など

詳しい情報や利用開始の手続きについては、eLTAX のホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



エルタックス
eLTAX